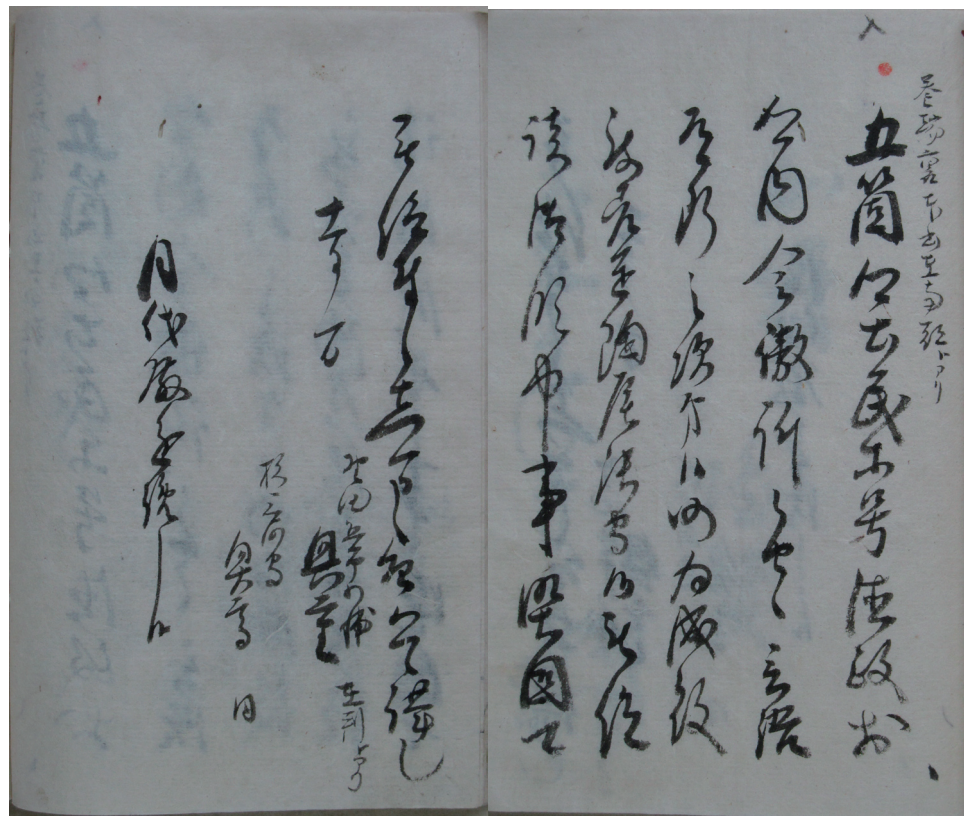


村の自治



*旧藩別置記録 風土注進案191「古文書之三十三」のうち「大内氏家臣連署奉書写」。本文は、「五箇郷土民等、徳政と号し、郷内において傲訴（ごうそ）せしむの由に候。言語道断の次第に候。よって、成敗のため陶尾張守を差し遣わされ候。仰せ談ぜられ、御領中の事、堅固に仰せつけらるべきの由申すべきの旨に候。恐々謹言」

解説

室町時代になると、生活・生業の基盤としての村には、有力な農民を中心に、小百姓も含んだ自治組織（惣）が作られました。惣は、寺庵や社を信仰の拠り所として祭祀を行い、山林や農業用水施設の維持管理などについての村の掟を定め、団結を強めました。そうした力を背景にして、荘園領主や武家領主層らによる年貢などの過重な負担に対抗するために、訴訟や財産をあらかじめ他所に隠しでの計画的な逃散を行い、さらには一揆などの実力行使にも及ぶようになります。これらは、複数の村が結びついて行われることも少なくなく、領主層にとってはやっかいな出来事でした。

写真は、16世紀前半に、周防国衙領の「五箇郷」の住民が徳政を要求して一揆をおこしたことを示す資料です。領主である東大寺に独力でこの一揆を抑える力はなく、守護である大内氏が、「言語道断之次第」（大変けしからん事態）と認識して、筆頭家臣で周防守護代でもあった陶氏を派遣して鎮圧させています。実は、この一揆がおこる数年前に、大内氏は分国内における徳政を禁止する法令を出しています。この頃の山口県域でも、自治組織をもった村が発達し、広域に連合して領主の支配に対抗することがしばしばあったことがわかります。